国道197号鶴崎拡幅 事業説明会

平成 29 年 10 月~11 月

(1) 事業概要



全体延長 L=2, 800m

幅 員 W=車道部 13.0m(全体 24.0~26.0m)

計画期間 平成27年度~平成41年度予定

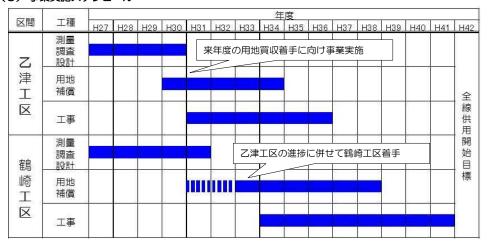
事業費約170億円

(2) 道路計画の詳細について

計画平面図は大判の平面図をご確認ください。

代表的な横断形状は裏面の横断図をご確認ください。国道からの乗入口(切下げ位置)、歩道と民地との境の構造等については今後実施する用地境界立会い、用地買収の依頼時に個別にご説明を行います。

(3) 事業実施スケジュール



※事業期間は、あくまでも現時点の目標です。用地補償や工事の進捗によっては、事業期間が予定より 長くなることがあります。

(3) 平成 29 年度、30 年度の主な事業実施スケジュール



① 用地測量への着手

法務局に登記されている図面を元に現地に隣接者との用地境界を復元します。その後、隣接する地権者に集まっていただき復元した境界の立会い確認を行います。境界の立会いは、国道より北側の買収をお願いする所有者だけでなく、南側の民地と歩道との境界の確認作業も実施します。

乙津工区は説明会の後、現地作業に着手し境界の復元作業を行います。復元作業が完了次第、個別に 日程調整を行い境界立会いを実施します。現地立ち入り、境界立会いへのご協力をお願いいたします。

用地測量実施業者

請負業者:東亜コンサルタント(株) 097-558-4884 大分市大字千歳

担 当:佐藤瑞樹・大嶋研三

② 補償物件の調査

境界の立会いが完了し、買収面積・補償物件が確定次第、補償額の算定に着手します。土地代については不動産鑑定士により 1 筆ずつ土地価格の鑑定を行います。建物等の物件は補償コンサルタントが調査を実施し、補償基準に基づいて算定を行い補償額を確定します。

土地所有者、建物の所有者、アパート等であれば住まわれている借家人など、各地権者に対して補償額を算定し契約のお願いを行います。営業者の方、建物を賃貸している方などは、補償額の算定に必要な書類の提出をお願いする場合があります。

4) 都市計画事業認可の取得について

国道 197 号は都市計画道路駄ノ原細線として大分市東部地区と中心部を結ぶ重要な都市施設(道路) としての位置づけがあります。道路整備を行うにあたり、都市計画法第 59 条に基づき国土交通大臣からの事業認可を受けて事業を進めていきます。乙津工区は、今年度の事業認可の取得に向けて現在、九州地方整備局と協議中です。

5) さいごに

本日は説明会にご出席いただきありがとうございました。国道 197号の渋滞の 早期解消に向けて今後とも皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願いします。 事業への質問等ありましたら土木事務所までご一報ください。



〈 連絡先 〉大分県大分土木事務所 道路課 都市計画班 石和·礒崎 TEL: 097-558-2145 FAX: 097-558-2041 e-mail: isozaki-akimitsu@pref.oita.lg.jp

代表横断図

